

# 安平町商工業経営強化促進補助金

商工業者が長期的な視点に立ち、経営基盤の強化に向け自ら行う積極的かつ創意工夫を凝らした取り組みに対して支援を行う「安平町商工業経営強化促進補助金」の受け付けを開始します。

**対象者** ・町内で5年以上営業している中小企業者のうち、資本金1億円を超えない方で、個人は町内居住者、法人は町内に事業所などを有している商工業者

## 【中小企業法で定める中小企業】

業種	どちらにも該当すること	
	資本金の額または出資の総額	従業員の数
(1)製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
(2)卸売業	1億円以下	100人以下
(3)サービス業	5000万円以下	100人以下
(4)小売業	5000万円以下	50人以下

- ・市町村税などの公租公課を滞納していない方
- ・安平町商工会に加入もしくは5年を超えて加入の意思がある方、または安平町商工会などが実施する別に定める事業※に参加もしくは5年を超えて参加する意思がある方  
※プレミアム商品券事業、ポイントあびら
- ・補助金の交付を受けた日から5年を超えて補助金対象の事業に従事する方
- ・暴力団員以外の方

**対象事業** 店舗などの施設増改築および改修、備品購入など経営強化につながるリニューアル事業で、令和9年3月31日までに完了するもの

## 【対象事業の例】

- ・飲食店での飲食スペース拡大とそれに伴う調理用備品の導入による規模拡大を図る事業
- ・宿泊施設の改修および備品の更新
- ・商品の製造拡大のための機材の更新

## 【対象外事業の例】

- ・新規事業への参入を目的とした事業
- ・経営強化に結び付かない工事、備品導入事業など
- ・住宅部分の工事など
- ・乗用利用の車両購入、更新事業
- ・パソコン、タブレットなど多用途で容易に使用できる備品購入事業

**補助金額** 補助率1/2以内で100万円が上限

**申請方法** 所定の申請書、計画書を作成の上、下記に提出してください。

※様式は町ホームページをご参照いただくか、下記へお問い合わせください。

**申請期限** 5月29日(金)

**決定方法** 審査により、補助の可否を決定します。

**提出先・問合せ** 商工観光課商工観光労働グループ ☎ 7083